

福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する
規則

令和2年1月24日

福島県後期高齢者医療広域連合規則第3号

最終改正：令和3年福島県後期高齢者医療広域連合規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 条例第2条第1項の規定は、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員について準用する。

2 条例第2条第2項の規定は、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員について準用する。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 条例第3条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、「任期付短時間勤務職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(週休日の振替等)

第4条 任命権者は、会計年度任用職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条の規定により勤務時間が割り振られた日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割り振り、週休日に変更することができる勤務日の期間等については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

(休憩時間)

第5条 条例第5条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 条例第6条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

2 前項の正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずる際の考慮並びに時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限については、常勤職員の例による。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第7条 条例第8条の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日)

第8条 条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日の代休日)

第9条 条例第10条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

2 前項の代休日の指定をすることができる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第10条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第11条 年次有給休暇は、一の会計年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の会計年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数

(2) 任期の満了により退職した後に同一の会計年度内において再び任用されたことにより、継続して勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員(次号に掲げる会計年度任用職員を除く。) 当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数(当該年度において同号の規定により取得した年次休暇があるときは、当該取得した日数分を控除した後の日数)

(3) 任期の満了により退職した後に翌年度内において再び任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数

2 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(年次有給休暇の繰越し)

第12条 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、10日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

(年次有給休暇の単位)

第13条 年次有給休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間（パートタイム会計年度任用職員にあっては、1日又は1時間）とする。ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を含む当該残日数のすべてを使用することができる。

2 1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間をいう。）をもって1日とする。

（特別休暇）

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として別表第3で定める場合における休暇とし、その期間は特別の事由の区分に応じ、同表の期間欄に掲げる期間とする。

（介護休暇）

第15条 条例第15条の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があったとしたならば同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号）第13条第1項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

（介護時間）

第16条 条例第15条の2の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があったとしたならば初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職

員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間」と読み替えるものとする。

(休暇の承認等)

第17条 年次有給休暇の届出並びに特別休暇、介護休暇及び介護時間の請求及び承認の手続については、常勤職員の例による。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に法17条の規定により採用された一般職の非常勤職員が、施行日以後に会計年度任用職員として継続勤務する場合の年次有給休暇の付与日数及び時期等については、なお従前の例による。

別表第1 (第11条関係)

1週間の勤務日の 日数		5日	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の 日数		217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
任 期	6月を超え1 年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	5月を超え6 月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	4月を超え5 月以下	5日	3日	2日	1日	1日
	3月を超え4 月以下	3日	2日	1日	1日	0日
	2月を超え3 月以下	2日	1日	1日	0日	0日
	1月を超え2 月以下	1日	0日	0日	0日	0日

別表第2 (第11条関係)

1週間の勤務日の 日数	5日	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の	217日以上	169日から	121日から	73日から	48日から

日数			216 日まで	168 日まで	120 日まで	72 日まで
継続勤務 期間の初 日の属す る年度か ら現年度 までの年 度数	1 年度	11 日	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年度	12 日	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年度	14 日	10 日	8 日	5 日	2 日
	4 年度	16 日	12 日	9 日	6 日	3 日
	5 年度	18 日	13 日	10 日	6 日	3 日
	6 年度 以上	20 日	15 日	11 日	7 日	3 日

別表第 3（第 1 4 条関係）

特別の事由	期間
1 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合であつて、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合であつて、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これに準ずる場合であつて、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行	7 日間の範囲内において必要と認められる期間

うことができないとき。	
4 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
5 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
6 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	別表第4に定める日数の範囲内で必要と認められる期間
7 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までにおいて連続する5日以内の期間
8 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における家庭生活の充実等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	毎年7月1日から9月30日までの期間内において3日以内の期間
9 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、	出産の日までの申し出た期間

1 4週間) 以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	
1 0 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。)
1 1 配偶者が出産する場合 (1) 6月間継続勤務している職員(継続勤務が予定されている職員も含む)のうち1週間当たりの勤務日が3日以上とされている職員又は1年間の勤務日が121日以上とされると見込まれる職員	一の年度において3日以内
1 2 不妊治療休暇 (1) 6月間継続勤務している職員(継続勤務が予定されている職員も含む)のうち1週間当たりの勤務日が3日以上とされている職員又は1年間の勤務日が121日以上とされると見込まれる職員	一の年度において5日以内(当該通院等が体外受精その他の必要と定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日以内)
1 3 生後1年に達しない子(条例第8条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条

	の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
14 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子を看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものをいう。)するために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)
15 育児参加のための休暇 (1) 6月間継続勤務している職員(継続勤務が予定されている職員も含む)のうち1週間当たりの勤務日が3日以上とされている職員又は1年間の勤務日が121日以上とされると見込まれる職員	一の年度において5日以内
16 要介護者(条例第15条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)の介護を行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)

続勤務しているものをいう。以下同じ。)が当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	
17 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
18 女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
19 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
20 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(14から16までに掲げる場合を除く。)	1の年度において別表第5の定める期間
21 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間

備考 13から14まで及び16から21までに定める休暇については、福島県後期高

齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号）第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

別表第4（第14条関係）

死亡した者		日数
配偶者		10日
血族	一親等の直系尊属（父母）	7日
	一親等の直系卑属（子）	5日
	二親等の直系尊属（祖父母）	3日
	二親等の直系卑属（孫）	1日
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
姻族	一親等の直系尊属	7日
	一親等の直系卑属	1日
	二親等の直系尊属	1日
	二親等の傍系者	1日
	三親等の傍系尊属	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 代襲相続で祭具等の継承を受けた者は、一親等の直系血族（父母死亡の場合の子）に準ずる。
- 3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

別表第5（第14条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。